

東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書

東北地方を初めとする各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から5年が経過しました。今もなお、全国で約15万5,000人の方々が自主避難も含めた避難生活を余儀なくされています。道内には、市町村営住宅、道営住宅、雇用促進住宅などに、今年8月時点においても約2,000人もの方々が避難しており、特に子供の健康を考慮した母子避難家族が多いことから、二重生活が長期化することで、子供の教育や経済的負担が大きくなっています。

さらに、昨年6月、国の原子力災害対策本部による「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂では、事故発災から4年以上の長期にわたり避難状態が継続していることに伴う課題も顕在化してきていると報告されています。

よって、国におかれましては、こうした状況に鑑み、東日本大震災の被災者への住宅支援について弾力的な運用を行うとともに、避難者の受け入れ自治体が円滑に支援できる方策を講ずるよう、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 被災者に対する公営住宅等の無償入居期間延長に対して、必要な措置をとること。
- 2 公営住宅等の供与期間については、被災者の置かれた環境に配慮し、複数年にわたる供与期間も可能とするなど、可能な限り早期に経済的負担や精神的苦痛の軽減に努めること。
- 3 健康上の理由や子供の教育等の理由により応急仮設住宅の住みかえを希望する被災者の要望に弾力的に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月28日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

復興大臣